

第186回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時 平成30年11月7日(水)
午後1時30分～2時20分
場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室

第186回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成30年11月7日(水) 午後1時30分～2時20分
- 2 場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室
- 3 出席委員 丸山 和貴、大澤 昭彦、堀越 恒弘、小林 享、小山 洋、
石原 康弘(代理 小嶋 正雄)、浅川 京子(代理 飯島 正)、
茂原 荘一、井下 泰伸、高橋 正
- 4 欠席委員 田中 麻里、齋藤利志子、後藤 克己、荒木 恵司、大塚 利勝
- 5 事務局幹事出席者
都市計画課 眞庭課長、松井室長、藤城次長、青木次長
- 6 議案
第1号議案 高崎都市計画区域区分の変更(高崎市総合卸売市場周辺地区の決定)
について
第2号議案 高崎都市計画道路の変更(3・3・59号中央幹線の変更)について
第3号議案 箕郷都市計画道路の変更(3・5・11号箕郷幹線の変更)について
第4号議案 桐生都市計画道路の変更(3・4・6号本町線の変更)について
- 7 議事概要 別紙のとおり

第186回群馬県都市計画審議会 議事概要

(司会＝眞庭課長)

お待たせいたしました。

ただ今から、第186回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県都市計画課長の眞庭でございます。よろしくお願いいたします。

まず、委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日、御出席をお願いいたしました委員の皆様は、15名でございますが、現在10名出席されております。

従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による「定足数2分の1以上」に達しておりますので、本会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、今回の審議会は、お手元にお配りいたしました「次第」に沿って進めさせていただきたいと思っております。

つづいて、開会にあたりまして、丸山会長から御挨拶をお願いいたします。

(議長＝丸山会長)

本日は、第186回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議事項が4件でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

(眞庭課長)

ありがとうございました。

それでは、これより「議事」に入らせていただきます。丸山会長、よろしくお願いいたします。

(丸山会長)

議案の説明は事務局からいたします。御了承を願います。

議事に先立ち、議事録署名人2名を指名させていただきますので、御了承をお願いいたします。堀越委員と小林委員をお願いいたします。

(丸山会長)

次に、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについての御検討をお願いしたいと思います。

事務局の説明を求めます。

(藤城次長)

本日上程の議案は、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開することを提案

させていただきます。

(丸山会長)

ただ今の説明のとおり、本日の議案については、公開にするとの提案でございます。
審議を公開することについて、御意見等はございますでしょうか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

それでは御異議もないようですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開とし、傍聴を認めることとします。事務局は傍聴者を入場させてください。

(傍聴人・報道関係者入場)

(丸山会長)

ここで事務局から本日の傍聴者について御報告願います。

(藤城次長)

本日の傍聴者でございますが、報道関係者が2名、一般の傍聴者の方はございません。

(丸山会長)

傍聴者の皆様には、先程事務局からお配りいたしました「傍聴要領」をよく読み、遵守して下さい。

なお「傍聴要領」に反する行為をした場合には、退場していただきます。

報道関係の方につきましては、ただ今より写真撮影などを許可いたします。

(丸山会長)

それでは写真撮影などを終了してください。

(丸山会長)

ただ今から、議案の審議を行います。

第1号議案「高崎都市計画区域区分の変更（高崎市総合卸売り市場周辺地区の決定）について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(青木次長)

それでは、第1号議案「高崎都市計画区域区分の変更（高崎市総合卸売り市場周辺地区の決定）について」御説明いたします。

第1号議案は、市街化調整区域から市街化区域への編入、いわゆる線引きの見直しとなります。

新たに市街化区域に編入できる区域は都市計画法第7条により、「すでに市街地を形成し

ている区域」と「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」の2種類となります。

今回の議案は、「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」として、市街化区域に編入するものです。

お手元の議案書1ページとあわせて、添付図面の図-1又はスクリーンをご覧ください。位置関係をご説明します。

図面の緑色の線が関越自動車道、紫色の線が国道、茶色の線が県道を示しております。それ以外の緑や赤などの面で塗られている所は用途地域です。

今回、区域区分を変更する箇所は、1箇所でございます。

総括図の中央に「変更区域」とお示ししております赤線で囲まれた区域が、「高崎市総合卸売市場周辺地区」でございます。

高崎駅から板倉町までをつなぐ、東毛広域幹線道路・国道354号に隣接し、既存の「高崎市総合卸売市場」を中心とし、東毛広幹道に沿った形の区域となっています。

関越自動車道の高崎玉村スマートインターチェンジから約2kmの距離に位置しており、交通利便性の高い区域となっています。スマートインターチェンジ供用開始後、ますます需要の高まっている流通系業務の立地需要に対応するために、高崎工業団地造成組合の造成による工業・流通系土地利用を目的として市街化区域へ編入する、面積約43.3haの区域です。

なお、本区域には既存の「高崎市総合卸売市場」13.0haや既存住宅2.1haを含むため、新たな造成区域としては28.2haとなります。

それでは、お手元の議案書2ページ又はスクリーンをご覧ください。

議案書の御説明をさせていただきます。

「高崎都市計画 区域区分を次のように変更する」

「1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分」

「計画図表示のとおり」とありますが、先程、図-1総括図の赤い枠で囲みました変更区域を拡大して、後ほど御説明させていただきます。

「2. 人口フレーム」ですが、高崎市総合卸売市場周辺地区につきましては、新たに整備する住居系の市街化区域への編入ではなく、産業用地としての市街化区域の拡大となるため、人口フレームに変更はありません。

議案書3ページ又はスクリーンをご覧ください。

区域区分の変更の「理由」が記してございますが、今回、高崎工業団地造成組合による工業・流通系用地造成事業の実施が確実となったことから、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、市街化区域に編入するものです。

スクリーンをご覧ください。

高崎都市計画区域が含まれる「県央広域都市計画圏 都市計画区域マスタープラン」の産業拠点を示した都市構造図です。

この図は、平成27年5月に群馬県が策定しました「都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」の前橋市や高崎市などの20の都市計画区域を対象とした県央広域都市計画圏において、目指すべき都市構造・市街地像という項目の中で、産業拠点として位置付けられている都市構造図となります。

表の2番で示しているとおおり、本地区は『総合卸売市場周辺』地区として「産業拠点」の新規構想として位置づけられています。

今回、上位計画とも整合した計画的な市街地整備として、市街化区域に編入するものです。

それでは、拡大して詳細に御説明させていただきます。

お手元の添付図面の図-4 又は スクリーンをご覧ください。

区域をお示しする計画図です。高崎市総合卸売市場周辺地区として今回、市街化区域に編入する区域約43.3haを、赤い線で囲ってお示ししております。

高崎工業団地造成組合の造成する部分は高崎市総合卸売市場の東側と西側および南側の一部です。

お手元の添付図面の図-5 又は スクリーンをご覧ください。

高崎市総合卸売市場周辺地区について、群馬県が行う市街化区域への編入に併せて、高崎市が地区計画の策定を進めており、この図は高崎市が予定している地区施設配置図になります。

凡例のとおり、赤線で囲ってある地区計画区域内で、灰色の線状に表示したものが区画道路、黄緑で表示した部分が緑地、緑色に表示した箇所が公園、濃い水色で表示した箇所が区域内の雨水排水の流出増対策の調整池となっており、その他のエリアに工場敷地が配置される計画となっております。南側の既存住宅と近接する地区には、特に区画道路や緩衝緑地を設置するなどして、周辺環境にも十分配慮した計画となっております。

次に、お手元の添付図面の図-6 又はスクリーンをご覧ください。

この図は、高崎市が策定を進める用途計画図になります。

高崎市総合卸売市場周辺地区は、既存の高崎市総合卸売市場も考慮し全域工業地域とする予定となっております。

容積率は200%、建ぺい率は60%に指定される予定となっております。

添付図面の図-7 又は スクリーンをご覧ください。

続きまして、都市計画策定の経緯ですが、今回の変更に伴い、都市計画の原案を住民意見反映として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。その後、閲覧を経て決定した都市計画案について、平成30年8月21日から9月4日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18条第1項の規定に基づく関係市町村の意見聴取について、高崎市からは既に、今回の市街化区域編入について「異存ない」旨回答をいただいております。

以上で第1号議案の説明を終わります。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、御意見、御質問があればお願いいたします。

(小林委員)

少し気になるところは、用途地域で工業地域ということで工業地域だと建物はほとんど

建つので、354号沿いに例えば娯楽施設とか出てくると、それが使われなくなったときは極めてすさんだ景観になってしまう。その時に、地区計画をかけるということなんで、地区計画の中身を少し知りたいと思うんです。現行の工業地域だとなんでも建てられるんで、地区計画の中身に、例えば娯楽施設の規制、そういうことをしないと悲惨な状況になりかねないので、その辺は少し確認出来るのであれば教えていただきたい。

(青木次長)

地区計画はあくまで高崎市の方でたてる計画となっておりますので、私どもの方で確認している用途の制限としては、工業地域で整備できるもののうち、重工業の工場とか福祉施設や図書館、ボウリング場、パチンコ屋さんなどの遊戯施設、風営法の規制対象の施設などを制限すると聞いております。

(小林委員)

公園用地と緑地と色分けされているんですが、公園用地と緑地というのは都市計画法という公園と緑地でしょうか、それとも都市緑地法の範囲で位置付けられているものでしょうか。どういうかたちで公園と緑地を分けられているのかお聞かせください。

(小島補佐)

これに関しましては、地区計画のなかの地区施設として位置付けをしております。

(小林委員)

都市計画法の中のということで、都市緑地法とかは関わってないということですね。

(小島補佐)

関わっていません。

(小林委員)

はい、ありがとうございます。

(大澤委員)

先程、南側にバッファーとして公園緑地を設けたという話がありましたけれども、東側の部分に関してはそういった緑地公園などは設けないのでしょうか。どちらかというとも真ん中から西にかけて緑地公園が必要ではないかと。

(青木次長)

現段階では東側の方には設けない計画となっております。

(小島補佐)

補足をしますと、地区の西側の南側に緑地を整備したのは、既存集落がはりついているということでこちらの方に重点的に配置をしました。東側の方は田んぼや畑が広がってお

りまして、あまり人家がないエリアになっておりますので、今回の計画では配置はしなかったということでございます。

(丸山会長)

それでは、本案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第2号議案「高崎都市計画道路の変更(3・3・59号中央幹線の変更)について」を上程いたします。なお、第3号議案「箕郷都市計画道路の変更(3・5・11号箕郷幹線の変更)について」も関連する事項となっていることから、併せて上程いたします。事務局から説明を求めます。

(青木次長)

これから説明する第2号議案および第3号議案については、西毛広域幹線道路として関連しますので、一括で説明させていただきます。

西毛広域幹線道路は、関越自動車道と上信越自動車道を結び、前橋・高崎・富岡甘楽の3広域市町村圏をつなぐ主要幹線道路です。

前橋市内の国道17号を起点とし、高崎市の国道406号及び安中市の国道18号を経て、富岡市の国道254号バイパスに至るまでを計画し、「群馬がはばたくための7つの交通軸構想」における西毛軸の主軸を担う道路となり、西毛地域のより一層の発展が期待されております。

都市計画区域としては、前橋、高崎、箕郷、榛名、安中及び富岡の6つ都市計画区域にまたがります。

総延長は、約27.8kmであり、整備状況についてですが、黒線で示した部分は供用開始となっている区間で前橋側の約6.2kmと富岡側の約1.7kmが開通しています。それ以外の赤で示した約20kmの区間が現在整備中の区間となっています。

今回の変更は、『高崎工区』の事業化に伴うものであり、主要地方道高崎渋川線交差点から主要地方道高崎東吾妻線交差点までの、約3.2kmの区間となります。

それでは、第2号議案と3号議案についてご説明します。

お手元の議案書 5ページおよび8ページを一括で説明させていただきます。

スクリーンを御覧下さい。

今回の変更区間の全体の総括図をお示ししています。変更前を黄色で、変更後を赤色、変更しない区間を青色で示しています。

西毛広域幹線道路の高崎工区は高崎都市計画域と箕郷都市計画区域にまたがっているため、都市計画道路としては高崎都市計画道路3・3・59号中央幹線及び箕郷都市計画道路3・5・11号箕郷幹線の2本の変更になります。

図の左側に表示されている黄緑色の線が都市計画区域の境界となっており、線の左側が

箕郷都市計画区域、右側が高崎都市計画区域です。

今回の主要な変更部分ですが、上越新幹線との交差部分で中央幹線を南側にルートを変更するため、中央幹線の全体延長は60m長くなり、5,020mとなります。箕郷幹線の延長に変更はありません。

実際に変更される区間は、中央幹線が約2,980m、箕郷幹線が約150mで合計3,130mとなります。

変更理由は、お手元の議案書の6ページおよび9ページを御覧ください。

スクリーンを御覧ください。

今回の全体変更区間の計画図を2分割して東側部分を示しています。

黄色が変更前、赤色が今回変更する区域、青色は変更しない区間となっております。

ルート変更について具体的にご説明いたします。

西毛広幹道である中央幹線が通過する群馬地域は、保渡田古墳群など歴史遺産が数多く、隣接する高崎地域や前橋市のベットタウンとして堅調な人口増加が見られ産業の集積と振興を担う保渡田工業団地の拠点性を高めています。

高崎市の将来のまちづくりの方針として、都市間と地域間を強く結ぶ主要幹線道路の形成にあつては、歴史・文化、居住環境、産業の拠点への潤滑なアクセスを考慮し、将来の地域の発展を見据えた道路計画が必要となります。

現行の都市計画決定は新幹線を跨線する高架構造となるため、道路供用後は直下に位置する保渡田工業団地との高低差が著しくアクセスが円滑に行えなくなります。

また保渡田工業団地の中央を通る形で都市計画決定されていることから、工業団地としての一体的な利用に制約が生じることとなります。

保渡田工業団地は、近年著しく成長、拡大しているエリアであり、群馬地域の産業の集積と振興を担う都市構造の中核として期待されており、高崎市としても今後も持続的な発展を考えていることから、産業エリアとしての将来の発展を踏まえたルートを検討する必要があります。

ルート検討にあたっては、高崎市の将来的なまちづくりの考え方踏まえ、都市計画公園、新幹線、古墳群、小学校、工業団地等の周辺土地利用を考慮し、南側ルートに線形の見直しを行ったものです。

スクリーンを御覧ください。

今回の全体変更区間の西側部分です。

中央幹線、箕郷幹線とも今回の変更区間は、すべて4車線となりますが、箕郷幹線については2車線と4車線の異なる車線の数が存在し、2車線の延長が1,790m、4車線の延長が970mとなり、2車線が総延長の2分の1以上の区間を占めるため、標準の車線数は2車線となります。

なお、中央幹線は、車線数を定めていなかったため、今回の変更とあわせて車線数を決定します。

スクリーンをご覧ください。

三ツ寺公園付近までの標準横断面図を表示しています。添付図面11と同じ内容のものです。

第2号議案及び第3号議案とも既決定は、路線全体を「都市部」として考え、道路構造

令に準拠し第4種1級として、本横断図と同じ植樹帯を含む基本幅員25.0mで決定されてきました。

スクリーンをご覧ください。三ツ寺公園より東の区間の標準横断図を表示しています。添付図面15と同じ内容のものです。

高崎工区の事業化に向けた検討の中で、市街化区域内及び非線引き都市計画区域内の用途地域内を通る部分については「都市部」、市街化調整区域等の郊外部を通る部分については「地方部」として考えることとしました。

地方部については道路構造令に準拠し第3種第2級とし、植樹帯は設けない基本幅員23.25mの設計としています。

基本幅員の切り替えは交差点で行い、市街化区域を含む三ツ寺公園交差点までは25.0m、交差点より西側は23.25mの基本幅員に変更します。

スクリーンをご覧ください。これまでの都市計画手続きの概要について示しています。添付図面12および16と同じ内容のものです。

ただいま御説明しました、第2号及び第3号議案につきましては、去る平成30年8月3日から8月17日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行ったところ、第2号議案について1名の方から公述の申し出がございましたので、平成30年8月30日に公聴会を開催いたしました。

なお、第3号議案については公述の申し出はありませんでした。

第2号議案に関して公聴会でいただいた御意見について御説明いたします。

スクリーンをご覧ください。

「交差点の設計について、交差する市道の歩道が途切れていることと自転車道が明示されていないことから安全性を強く懸念している。安全を重視した道路設計の見直しと地域を包括した継続的な交通安全対策計画を望む。」との御意見でした。

スクリーンをご覧ください。

いただいた御意見の中にある、市道との交差点部分の計画図面を表示しています。

赤線で示している部分が、今回西毛広域幹線道路として決定する部分です。それ以外の部分は高崎市道との取り付け部分となりますが、市道側については現況の道路に歩道が設置されていないことから、歩道を計画しておりません。西毛広域幹線道路についてはご覧いただいたとおり両側に歩道が計画されており、自転車歩行者道として供用される予定です。

御意見に対する、事業者である高崎土木事務所の見解について御説明いたします。

スクリーンをご覧ください。

これについて、事業者からは、「交差する市道については、安全な道ができるように高崎市との協議を進めていきます。自転車道については、歩道を通行できるよう自転車歩行者道とし、自転車も歩道を安全に通行できる計画です。安全安心を重視した道路設計を進め、地域を包括した継続的な交通安全対策ができるように関係機関との協議を進めていきます。」という見解が示されております。

スクリーンをご覧ください。

いただいた御意見、それに対する事業者見解を受けまして、都市計画決定権者である群馬県の見解につきましては、次のとおり決定いたしました。

「公述意見は、3・3・5 9号中央幹線と交差する市道に歩道がないことに関する懸念と、ソフトも含めた地域全体の交通安全対策を希望するというものである。

3・3・5 9号中央幹線本線側の歩道については自転車歩行者道として供用する予定であり、自転車も含めた利用者が安全に利用できるよう計画しているものである。また、交差する市道における歩行者と自転車の安全対策を含めた地域全体の交通安全対策に関しては、事業者見解のとおり、今後も事業者が高崎市と協議の上、対応していくものとする。

以上より、都市計画決定手続きは、県案のまま進める」
ことといたしました。

スクリーンをご覧ください。

その後、閲覧を経て決定した、第2号議案及び第3号議案の都市計画案について、平成30年9月18日から10月2日までの間、都市計画法第17条第1項の規定に基づき縦覧に供しました。

その際、2号議案については公聴会でいただいた意見、事業者意見及び県見解についても縦覧しております。

縦覧結果につきましては、第2号議案及び3号議案ともに、意見書の提出はありませんでした。

以上で第2号議案及び第3号議案の説明を終わりにします。よろしく御審議の程、お願いいたします。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、御意見、御質問があればお願いします。

(小林委員)

気になるところは、図11と図15を見ますと、盛土部の構造が片方はL型擁壁で片方は0.5の法勾配の施工となっていますが、この違いはどうしてですか。ある程度法勾配があったほうが見栄えは良いのかもしれませんが。

(青木次長)

これにつきましては、基本的にはまず経済的な面というのも考えると、一般的には低い高さについてはブロック積みの方が経済的になるんですが、ここは結構街場となりましていろいろ用地的な面もあることから、垂直の真っ直ぐの擁壁にすることによって事業幅を少なくすることが出来るということがありますので、その辺を考慮しながら設定しております。

(小林委員)

その間の部分はどうなんですか。法面、盛土部の処理について。

(眞庭課長)

補足させていただきます。結局盛土部の構造が多いのでこういう表現をさせていただいた

んですけれども、実際は市道と交差しますのでその時点ではレベルに落ち着きます。

ですので、低めには当然するんですけれども、そういうかたちで構造がかわってもばらついた形にならず通常の構造になります。

(小林委員)

わかります。言ってることはわかるんですけれど、先程の御説明だと法勾配で石か何かブロック積みで、片方はL型擁壁ですよ。その路線位置が変わらない部分についていろんな構造形式が出てくると思うんですけれど、これは代表的なということですね。

(眞庭課長)

代表横断という形になりますので、高さに応じて工法を決めさせていただきます。

(高橋委員)

地元ではないんですが、近くなので質問します。上郊小との関連はどうなってますか。

(青木次長)

小学校のところは当然影響のないように避けてルートを設定しております。

(高橋委員)

今までは上郊小の上だったんですけれど、今度下にこの道がくるわけですね。児童の安全とかPTAの関係とかそういった問題はどうか。

(青木次長)

地元のほうにもいろいろ説明させていただいた中では特に御意見等は無かったと聞いております。上郊小学校というのは元の計画でも上にある小学校なので、今回はかえって離れるので大丈夫だと思います。

(高橋委員)

立派な道ができると児童の横断の安全だとか、公聴会の意見をよく聞いて対応してもらいたい。

(丸山会長)

それでは、各議案毎にお諮りいたします。

まず第2号議案案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、第2号議案は原案のとおり決定いたします。

続きまして第3号議案案について、原案のとおり決定することに、御異議ございません

か。

(異議なしの声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、第3号議案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第4号議案「桐生都市計画道路の変更(3・4・6号本町線の変更)について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(青木次長)

それでは、第4号議案「桐生都市計画道路(3・4・6号本町線)の変更について」御説明いたします。

お手元の議案書11ページとあわせて、添付図面の図-17又はスクリーンを御覧下さい。

本議案は、3・4・6号本町線の変更を行うものです。

桐生市役所を赤い丸で、JR両毛線「桐生駅」と東武桐生線「新桐生駅」を白い四角で、JR両毛線を黒の破線で、東武桐生線を黒の一点鎖線で示しております。JR両毛線の北を走る県道前橋大間々桐生線及び南を走る桐生岩舟線を茶色で示しております。また、東武桐生線の北を走る国道122号及び南を走る国道50号を紫色で示しております。3・4・6号本町線は、東武桐生線新桐生駅と桐生の市街地にある本町三丁目をつなぐ路線になっており、変更する部分を赤で、変更しない部分を青で示しています。

添付図面の図-18、計画図をご覧ください。

この図は、3・4・6号本町線の変更部分を拡大した計画図になります。

図では、変更前を黄色で、変更後を赤色、変更しない区間を青色で示しています。

本議案は3・4・6号本町線の起点部に位置する新桐生駅前広場の整備に伴い、駅前広場の面積を1,784㎡から2,507㎡に変更するものです。

添付図面の図-19 参考図をご覧ください。

この図は、新桐生駅前広場と3・4・6号本町線の整備計画図になります。

変更前、新桐生駅前広場の面積は黄色の線で示した範囲で1,784㎡です。現在、この面積で駅前広場を利用していますが、歩行者空間が確保されておらず、自転車で通学する学生が自動車と錯綜するなど非常に危険な状況です。こうしたことから、障害者駐車場の新設やバスの乗降場所及び一般車乗降場所の追加整備、さらにロータリーの外周へ歩道空間を整備し、住民及び駅利用者が求める安全性と利便性に配慮した駅前広場を実現するため、駅前広場の面積を723㎡拡張し、2,507㎡に変更します。

スクリーンの参考図をご覧ください。

この図は、新桐生駅前広場の駅前広場平面図になります。

計画施設数や配置については、地域住民及び駅利用者アンケートの結果、駅前広場内に歩道を設置してほしい、送迎者用駐車スペースを設けてほしい、送迎車・バス・タクシーの動線を整理してほしい等、駅前広場内の安全性を確保してほしいという意見をふまえ決定しました。バスの乗降場所はバス運行関係者へのヒアリングの結果、広場内待機バスは

最大3台であることから、バスの乗降場所を3台計画しました。タクシー乗降場所は現況と同様に1台分を計画し、タクシープールは現況7台ですが、ロータリー内における配置場所の関係から、偶数の8台で計画しました。一般駐車スペースは現況と同様停車スペースを6台分計画し、一般車乗降場所については、現況に乗降場所はありませんが住民要望でも乗降場所の確保が求められていることから、空間的に確保可能な3台分を計画しました。さらに、現況で障害者用の駐車場はありませんが、新たに1台分を計画しました。

また、歩道計画については、安全で利便性の高い歩行空間の確保が求められていることから、ロータリーの外周に、歩行者が多い場合の幅員3.5mに、路上施設帯0.5mとシェルター柱分0.5mを加えた4.5mで歩道を計画しました。

この計画施設数に基づき、バスの回転可能なスペースをふまえて駅前広場の面積を決定しています。

添付図面の図-20 参考図をご覧ください。

ただいま御説明しました、第4号議案につきましては、去る平成30年6月15日から6月29日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はありませんでした。

また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成30年8月7日から8月21日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で第4号議案の説明を終わりにします。よろしく御審議の程、お願いいたします。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、御意見、御質問があればお願いします。

(小林委員)

図19の新しく増えた赤いラインの部分、新桐生駅との官民境界区分というのは、東武の取得している土地というのはどこまでですか。

(青木次長)

ここのエリア全てが東武の、土地自体は東武のものになります。

(小林委員)

東武のものなんですね。わかりました。それでは自動車学校とか北の方は。

(青木次長)

角のところですかね。そこの所も東武の土地となっております。

(小林委員)

それでは今回のエリア全部東武の持ち分ということですか。わかりました。

(丸山会長)

それでは、本案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

以上で、本日の審議は終了いたしました。

傍聴人及び報道関係者におかれましては、事務局の指示に従って、退場してください。

静粛な傍聴に御協力いただきまして、ありがとうございました。

(傍聴人・報道関係者退場)

(丸山会長)

では最後に「3 その他」ですが、事務局から、何かありますか。

(眞庭課長)

次回、第187回審議会の開催についてですが、前回の審議会の際に皆様にご予定をお伺いし、12月18日(火)の午後1時30分から、県庁7階の審議会室で開催する予定となっておりますので、年末のお忙しい時期ではありますが、御出席をお願いいたします。

また、次の次、第188回審議会については来年3月の開催を予定しております。具体的には、会長に御相談して期日を決定させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(丸山会長)

委員の皆様いかがでしょうか。

(特になし)

それでは、特に御異議もないようですので、そのようにしたいと存じます。

その他、委員の皆様から、何かございますでしょうか。

(特になし)

(丸山会長)

それでは、特にないようですので、本日は以上で終了させていただきます。

委員の皆様には、熱心な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

これもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(閉会：14:20)

(議事録署名人)
